

物 件 明 細 書

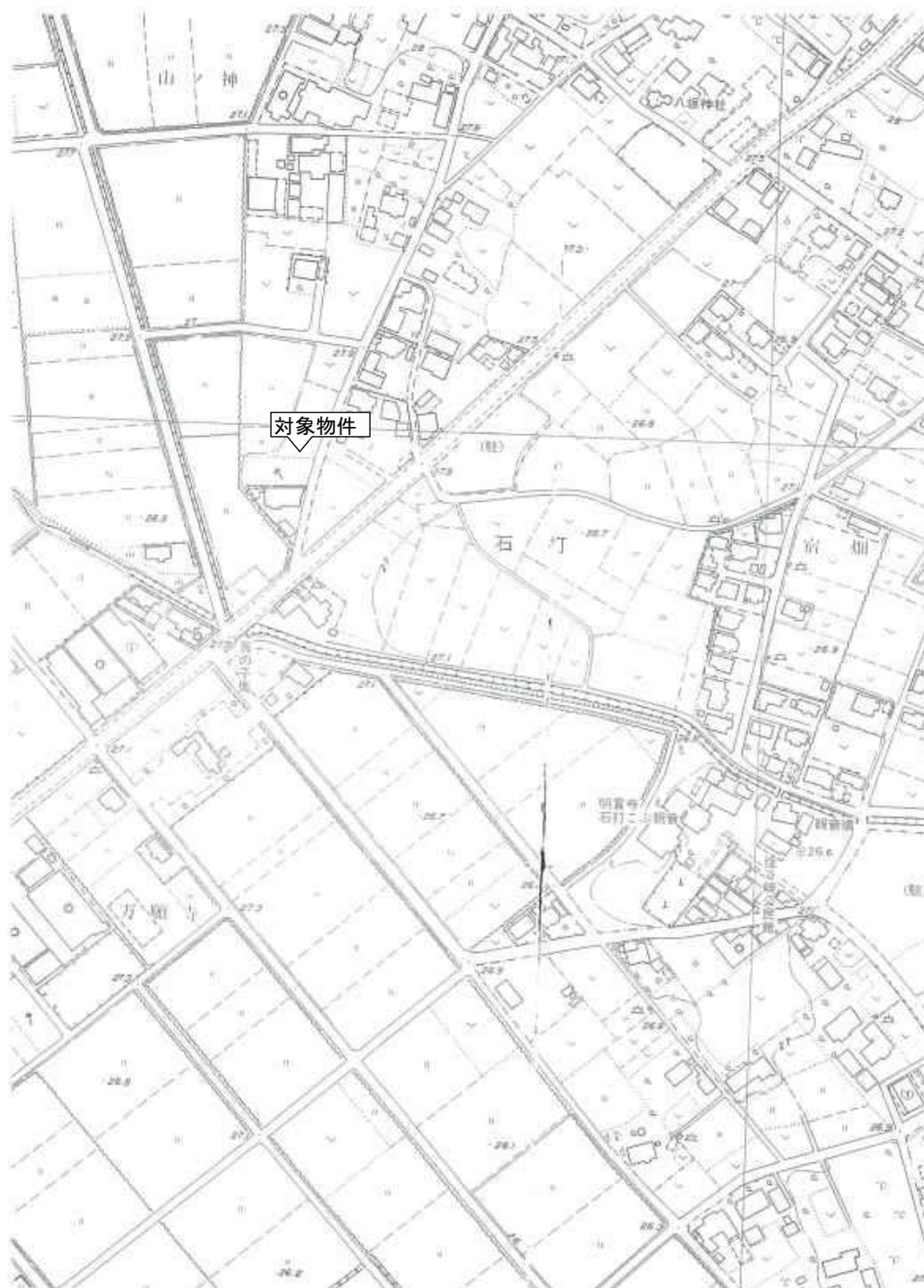
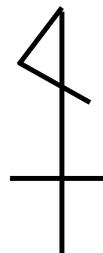
売却区分番号	邑楽町-2	見積価額	金 510,000円
		公売保証金	金 60,000円
財産の表示			
1 所在 邑楽郡邑楽町大字石打字山ノ神 地番 487番3 地目 畑 地積 665㎡			
(以上登記簿の表示による)			
物件の位置	東武小泉線「篠塚」駅 北西方 約1.8km		
公法上の規制	都市計画区分	市街化調整区域	
	用途地域	用途指定なし	
	建ぺい率	70%	
	容積率	200%	
接道状況	対象地東側で幅員約5.2mの町道に等高で接面。		
物件の概況	地勢	概ね平坦。ただし、敷地内の一部で+0.5～1.0m程度の盛土がみられる。	
	画地	間口 約18m 奥行 約35m	
	形状	長方形	
供給処理施設	上水道	あり	
	公共下水道	なし	
	都市ガス	なし	
使用状況等	<ul style="list-style-type: none"> ・物件の一部で所有者が耕作をしている。 ・隣接地は事業所や住宅地などとなっている。 		
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・公売財産に埋蔵文化財包蔵地の指定はありません。 ・入札者は、邑楽町農業委員会等が交付する「買受適格証明書」の提出が必要です。また、所有権移転に当たっては、農地法で規定する届出・許可が必要です。 ・邑楽町農業委員会への「公売農地の買受適格証明願」の申請期間は 令和元年9月20日(金)～9月24日(火)、または令和元年10月21日(月)～10月24日(木)です(祝祭日を除く)。 詳細については別途邑楽町農業委員会までお問い合わせください。 (邑楽町農業委員会連絡先:0276-88-5511 内線138) ・地目は畑となっているが、現状残土やコンクリートガラ等で埋め立てられており農機具を置いておく木製の小屋がある。そのため農地転用するにあたり、畑への現状回復が必要である。 		
注意事項	<ol style="list-style-type: none"> 1 公売財産の面積は、公簿上によるものです。 2 境界は、隣接地所有者と協議してください。 3 町は不動産登記上の権利移転のみを行います。公売財産の引渡しの義務は負いません。 物件内の動産類の撤去、占有者の立ち退き、前所有者からの鍵の引渡し等については、<u>すべて買受人の責任で行ってください。</u> 4 町は瑕疵担保責任を負いません。 5 邑楽町暴力団排除条例第2条に規定する暴力団、暴力団員等は公売へ参加することができません。(なお、参加者情報に基づき、暴力団関係の有無を関係機関に照会することがあります。) 		
その他事項	非課税財産		
問い合わせ先	邑楽町役場 税務課 収納対策係 電話 0276-47-5014		

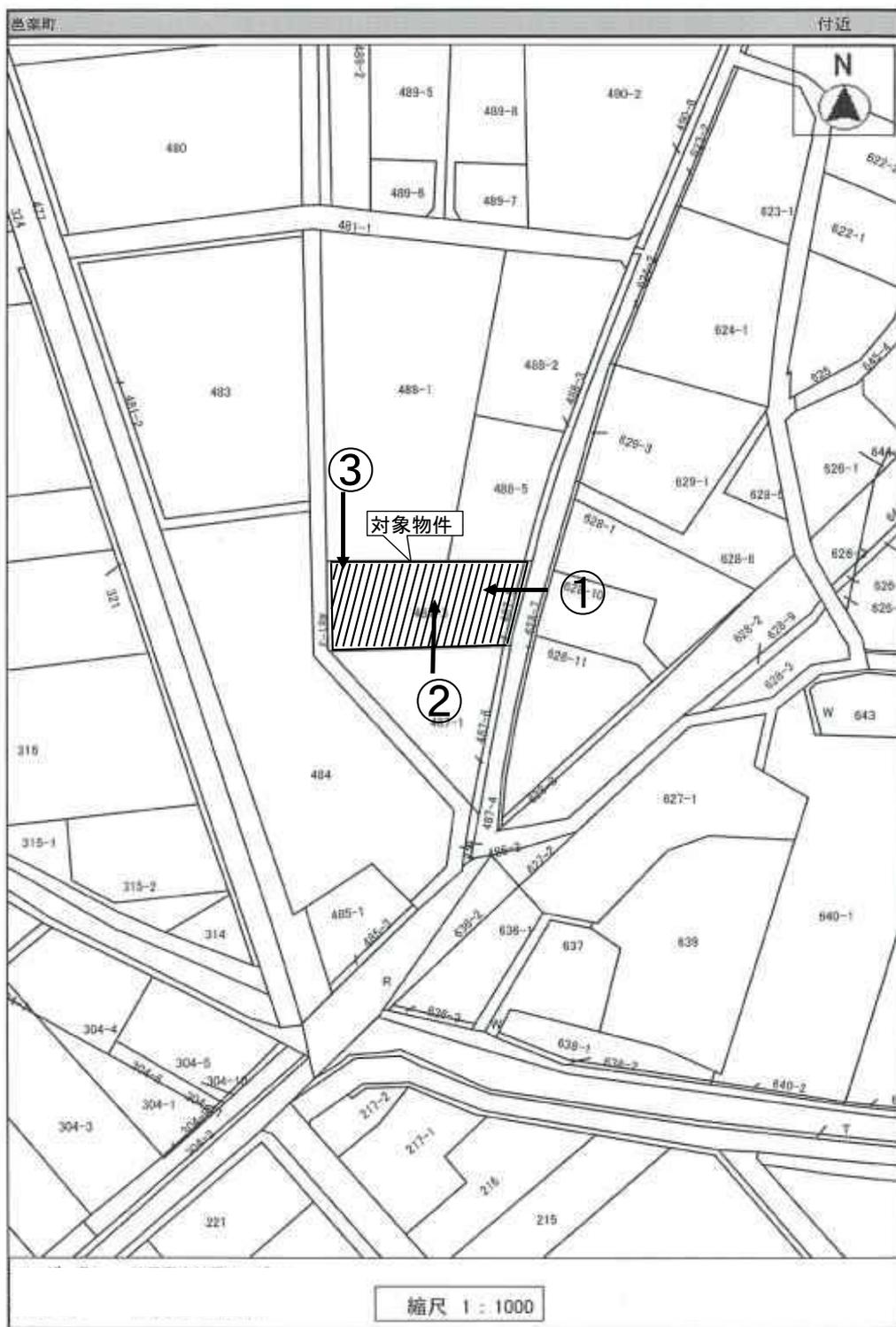
売却区分番号

邑楽町-2

所在図

N





※見取図等は現地の状況をイメージしやすくするために作成したものであり、縮尺・位置等は実際と異なる場合があります。あくまで、イメージするための参考としてお考えください。

①



②



③



※写真は令和元年7月撮影時点のものです。現地の状況をイメージしやすくするためのものであり、実際と異なる場合があります。あくまで、イメージするための参考としてお考えください。